

介護職員等の処遇改善について

介護職員処遇改善計画について

法人で処遇改善加算（Ⅰ）を算定し申請を行っている。

キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（イ・ロ）の基準を満たしている。

職場環境等要件については、令和２年度と変更はなし。

賃金改善は令和３年度については、令和２年度と同じ内容で実施。

介護職員等特定処遇改善計画について

令和元年 10 月より介護職員等特定処遇改善加算の申請を行っている。

令和３年度は、年３回に分けて賃金の改善を行う。

A 経験・技能のある介護職員、B その他の介護職員、C その他（主として生活相談員）に分けて加算の要件に添って行う。

法人で、賃金総額が 440 万円を超える介護職員の人数は 7 人以上（令和２年度は該当者 11 人）とする。

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（令和３年度）は、職員に回覧し周知を行ったうえで各施設掲示する。

社会福祉法人みなみの